

米国国務省

バングラデシュ

人権慣行に関する国別報告 - 2003 年

民主主義・人権・労働局発表

2004 年 2 月 25 日

バングラデシュは、首相が幅広い権力を行使する議会制民主主義国である。バングラデシュ民族主義者党(BNP)の指導者、カレダ・ジアが国際および国内監視団により公正かつ自由に行われたと判断された 2001 年 10 月の議会選挙後に首相(PM)となった。BNP は、イスラム協会(JI)、バングラデシュ Jatiya 党(BJP)、Islami Oikko Jote (IOJ)との 4 党連立政府を形成した。二大政党の BNP とアワミ連盟(AL)が政治舞台を支配している。政治的競争は激烈であり、暴力が政治の一般的特徴である。無党派暫定政府(CG)により監視された 2001 の選挙は、散発的な暴力行為および孤立的不法行為の風潮の中で行われた。大政党は立法案件および国家的問題に実質的に関わる機会がほとんどないと主張して、野党の立場にあるとき議会をボイコットし続けた。司法の高いレベルはかなりの程度の独立性を示し、しばしば政府に不利な判決を下した。しかしながら、低いレベル司法官は政府の決定に逆らうことを嫌がり、かつ、腐敗している。1923 年公務秘密法は、腐敗政府官僚を公開審査から保護し、すべてのレベルにおける透明性および説明責任を妨げた。

民政当局は、治安部隊の効果的管理を維持した。内務省は、国内治安について主たる責任を負う警察および民兵組織集団を管理している。軍隊 - 主として陸軍である - は対外治安について責任を負っているが、ときとして国内治安責任も与えられている。治安部隊は、最も重大な違反行為に関してさえ、めったに訓練を受けなかった。警察はしばしば与党系列の人物に対する調査の実施を嫌がり、また、政府は政治的目的のために警察を頻繁に使用した。警察の腐敗と規律の欠如は広範囲に及んだ。治安部隊の構成員が多数の重大な人権侵害を犯した。

バングラデシュは、主として農業に基づく市場経済の国であり、約 1 億 3,840 万人の人口を持っている。政府がほとんどの公益事業会社、多数の運輸会社、多数の大規模製造会社および流通会社を所有している。この会計年度の計画経済成長率は 5.2 パーセントであったが、これは、人口の 30 パーセントを苦しめている貧困をかなり低減するために必要と推定されている 7 パーセントに届かない数字であった。賃金と給付は、比較的低いインフレーション率と歩調を合わせている。この国における経済状態は主として政府がこれまで適切に対処していない複数の構造的脆弱性の影響を被っており、また、しばしば政治的動機に

基づくゼネストが経済に重大な損害を与えた。改革により統治状態を改善しようとする努力はおしなべて成功せず、しばしば、官僚の非協力、既得経済権益、固有の腐敗、政治的分極により妨げられた。

政府の人権記録は依然劣悪であり、多数の重大な侵害が犯され続けた。治安部隊が多数の不法な殺人を犯した。警察、民兵組織のバングラデシュ・ライフルズ (BDR)、補助組織の Ansar、軍隊が不当な致命的暴力を行使した。警察は、反対デモ参加者の取り締まりにおいてしばしば過度の暴力、ときとして致命的暴力を行使した。また、警察は、定常的に、逮捕と尋問中に物理的および心理的拷問を行った。刑務所の状態は極めて劣悪であり、拘置中死亡事故の要因であった。警察の腐敗が依然として問題であった。ほとんどすべての虐待が処罰されず、刑事免責の風潮が虐待および殺害に終止符を打つ上で重大な障害となっている。2月、議会は、2002年10月16日から1月9日の間に行われた全国犯罪防止運動中における多数の虐待を含む治安部隊の不法行為の法的結果から治安部隊を保護する法を可決した。責任が追及された例も僅かにあるが、それらにおいて有罪とされた者の刑罰は大部分行政罰であった。しばしば死亡を引き起こす暴力は、この国の政治における一般的要素であった。異なる政党の支持者のみならず、しばしば1つの党内の異なる派閥の支持者が集会およびデモにおいて相互間および警察と頻繁に衝突した。暴徒による自警的殺人の新聞報道は日常的である。

この年、当局による拘留中の強姦の報告はなかったが、警察またはその他の公務員による31件の強姦が記録された。また、警察が女性および児童の人身売買の助長または実行に関与したという信頼するべき報告があった。人権グループおよび新聞報道の伝えるところによると、農村地域において道徳的に有罪とされた女性に対して、しばしばファトゥア(イスラム指導者の宣言)に基づいてむち打ちのような刑罰を含む村八分的処罰が行われた。拒絶された求婚者、憤激した夫あるいは復讐を求める者がときに女性の顔に酸を浴びせた。

政府は恣意的な逮捕や拘留を行い、また、令状なしの逮捕および予防拘禁を許容している特別権限法(SPA)および刑事訴訟法(CrPC)の第54条を発動した。2002年、政府は保釈規定を欠いていた公安法(PSA)を廃止し、迅速な事案の処分および保釈を規定する迅速裁判法(STA)を制定した。下級司法官は行政の影響を被り、かつ、腐敗している。民事訴訟における調停の大幅な利用により裁判が迅速化されているにも関わらず、大量の司法案件が滞留した。長期の裁判前拘留が問題である。警察は令状なしで家宅搜索を行い、政府は不法無断居住者定住地を強制的に移転させた。ほとんどすべての報道関係者がなんらかの自己検閲を行っている。政府当局者、政党活動家、その他による報道関係者に対する攻撃およびジャーナリストを威圧する試みが増大した。政府は、特に政治的反对者に対して集会の自由を制限し、場合によっては移動の自由も制限した。

政府は一般に種々の人権グループにその活動を許容したが、同時に多数の非政府組織(NGO)を厳しい監視下に置いた。身体障害者、先住民族、宗教的少数派に対する社会的差別が問題である。政府は、特に主要労働法の適用を免除される輸出加工地域(EZP)における労働者の権利を制限し、また、それらの労働者の権利の適切な施行において無能であった。児童労働および児童労働者の虐待が依然として広く行われており、重大な問題である。児童の虐待および児童売春が問題である。女性に対する暴力および差別ならびに売春ときには強制労働を目的とする女性および児童の人身売買が依然として問題である。

人権の尊重

第 1 節 下記からの自由を含む個人の完全性の尊重

a. 恣意的または不法な生命の剥奪

治安部隊が政治的動機の多数の不法殺人を犯した。警察、BDR、Ansars、軍隊が不法な致命的暴力を行使した。

この年の間に、81 人が警察およびその他の治安部隊による致命的暴力の行使の結果として死亡し、また、113 人が刑務所および警察の留置場で死亡した(第 1 節 c 参照)。ほとんどすべての虐待が処罰されず、その結果、刑事免責の風潮が虐待および殺人を止めさせる上で重大な障害となっている。責任が追及された例も僅かにあるが、それらにおいて有罪とされた者の刑罰は大部分行政罰であった。

2 月 23 日、議会は、2002 年 10 月 16 日から 1 月 9 日の間に行われ、約 50 人と推定される死者および人数不明の拷問犠牲者を生んだ全国治安部隊の合同犯罪防止運動「クリーン・ハート作戦」中における治安部隊による多数の虐待を含むすべての不法行為の法的結果から治安部隊を庇護する法律を可決した。この合同運動免責法は、2002 年 10 月 16 日から 1 月 9 日まで続いたこの運動中に発生した死亡および人権侵害に対して裁判所による法の裁きを求める人々の要求を阻止した。4 月 13 日、高等裁判所は、政府に対し免責法の合法性に関する理由開示通告を発行したが、この年の末までに進展はみられなかった。

7 月 4 日、Gorai 村(タンガイル地方)の警察が Mobarak Hossain を逮捕し、400 ドル(20,000 タカ)の支払いを要求したと伝えられた。彼の家族は、それを支払うことができなかった。Mobarak's の母親は、警察署で警察官が彼女の息子を殴打するのを目撃したと述べた。翌日、Mobarak's の兄弟は、彼が首吊り自殺をしたと告げられた。病院の医師は首吊りの痕

跡を見出さなかった。公式検死報告書はこの死亡を自殺として報告した。3人の警察官が事件後に職務から外された。Mobarak's の妻が警察官に対する訴えを治安裁判裁判所に提起し、この年末現在、司法調査が進行中であった。

10月23日夜の同様な事件では、警察がダッカ市の Khilgaon 地区で Shumon を逮捕した。彼は、強盗を犯そうとしたとの嫌で警察に留置された。彼に対する告発は行われず、強盗が行われたとされる家の持ち主は、後に、Shumon を関わり合いにするよう警察に強制されたと述べた。Shumon の家族が拘置所に行くと、彼らの息子の釈放と引き替えに 500 ドル(30,000 タカ)を 2 番目の担当警察官が要求した。Shumon'の家族は、それほど短い予告で全額を集めることができなかった。翌朝彼らが拘置所に行ったとき、Shumon の両親は彼が立ち上がれないほど激しく殴られて床に倒れているのを見た。Shumon の父親が担当警察官に面会したとき、その警察官は Shumon の保釈料としてさらに 1,700 ドル(100,000 タカ)を要求した。Shumon の父親がその金を払えなかったので、警官は怒って両親の目の前で Shumon を殴り始めた。ついに Shumon は意識を失い、ダッカ医科大学病院に運ばれ、翌日午後そこで死んだ。この担当警察官は任務から外されたが、Shumon の家族はこの警察官と 2 番目の警察官の両方に対し訴訟を提起した。11月4日、3人構成調査委員会は、Shumon は暴徒の殴打の結果で死んだのであり、警察が財物強要を行ったという彼らの両親の主張を裏付ける証拠はないと報告した。

2002 年 10 月、新聞報道によると「クリーン・ハート作戦」中、軍の要員が自分の養鶏場にいた Abul Hossain Litu を襲い、拷問の上殺害した。Litus の妻が陸軍を殺人罪で訴えたので、下級裁判所は警察に対しこの嫌疑の調査を命令した。合同運動免責法は、この訴訟を無効にした。Litu の妻は、この法律の合憲性を問う請願を高等裁判所に提出した。

しばしば死亡をもたらす暴力は、この国の政治における一般的要素であった(第 1 節 c および第 3 節参照)。異なる政党の支持者のみならず、しばしば 1 つの党内の異なる派閥の支持者が集会およびデモにおいて相互間および警察と頻繁に衝突した。暴徒による自警的殺人の新聞報道は日常的である。人権組織によると、この年の間に政治的な動機の暴力により 436 人以上が殺害され、6,281 人が傷つけられた(第 1 節 c と d および第 2 節 a 参照)。過去数年と異なり、ゼネスト関連の暴力による死亡の報告はなかった。

BNP 活動家の Sajal Chowdhury の 1999 年殺害に関する告発が 2002 年に提起された後、高等裁判所は、政府がこの訴訟を真剣に遂行していないと主張する主たる被告人の前 AL 議員(M.P.)の請願に基づいてこの審理を延期した。

Sheikh Mujibur Rahman の 1975 年殺害の訴訟における進展はなかった。最高裁判所の 7

人構成上訴委員会の 3 人がこの訴訟の審理を拒絶し、他の 2 人の判事が高等裁判所レベルにおける関係審理への参加を理由として忌避されたために、上訴訴訟手続きは停滞している。

12 月 3 日、政府は、刑務所における 4 人の高級 AL 指導者の 1975 年殺人を犯したとして告発されている 8 人のうちの 4 人の訴訟の裁判を担当する特別検察官の任命を発表した。この任命は、議会野党の副党首の推薦により行われた。

暴徒による自警団殺人の新聞報道は一般的である。4 月 30 日、強盗とされた 13 人が Mymensingh で私刑により殺され、12 月 6 日の週には Noakhali 地方において 6 人の村人が 40 人以上を山賊として私刑にかけた。新聞論説および識者は、増大する暴徒の暴力は法および秩序の崩壊ならびに刑事司法制度が機能していないという一般的な認識を反映していると述べた。

11 月に Narayangani 地区の工業地帯の工場において衣服労働者が抗議を行った。警察が現場に呼ばれ、口論中に Kamaluddin という人が殺された。人権・労働組織は、はるかに多くの方が行方不明であり、死んだと思われると主張した。地元の NGO は、事件後に病院の緊急病棟で警察および私的治安部隊により傷つけられた 94 人の掲示リストを発見した。民主主義・国際組織は公式に調査を要求したが、年末までに何も始まっていない。

インド国境沿いの暴力も依然問題である。新聞記事および人権グループによると、国境での暴力行為により過去 6 年間に数百人の市民の命が失われたという。国内人権 NGO は、インドの国境部隊がこの年に 44 人もの市民を殺害したと報告した。

b. 行方不明

行方不明も問題である。バングラデシュ人権強調協会(BSEHR)のとりまとめた新聞報道によると、この年の間に合計 910 人が誘拐された。一部の誘拐は利益のためである。たとえば、12 月 17 日、チッタゴンの実業家 Bakhtiaruddin Chowdhurywas が拉致され、その誘拐者は 17,215 \$ (100 万タカ)の身代金を要求した。Choudhury は、その拉致から 24 時間以内に釈放された。新聞報道によると Choudhury は身代金を払ったようであるが、これは検証できなかった。一般に、釈放された犠牲者は、さらなる攻撃を恐れて身代金の支払いを認めることを嫌がる。一部の拉致は、政治的動機を持っている。たとえば、7 月 4 日にチッタゴンで発生した BNP 指導者で著名な実業家、Jamaluddin Choudhury の誘拐は未解決である。彼を拉致した者は、政治家および警察に関係があるといわれている。

200 年に発生した BNP 役員 Nurul Islam の拉致・行方不明疑惑に関して 2002 年に始まった裁判が 12 月に結審し、主犯の Abu Taher は無罪、その他の 5 人は死刑を宣告された。Mintoo Ghosh の行方不明に関して 2002 に始まった裁判は進展しなかった。

c. 拷問およびその他の残忍な扱い、非人道的または品位を下げるような扱いあるいは刑罰

憲法は拷問および残忍、非人道的、または品位を下げるような扱いあるいは刑罰を禁止している。しかし、警察は、逮捕および尋問中に日常的に物理的および心理的拷問、残忍な扱い、非人道的または品位を下げるような扱いを行っている。拷問は、脅迫と殴打、電気ショックの利用からなる。バングラデシュ・トラウマ・リハビリテーション・センターによると、この年の間に治安部隊による拷問のために 1,296 人の犠牲者と 115 人の死者が生じた(第 1 節 a と d、第 2 節 a 参照)。犠牲者は、主として経済的段階の最下端の人々であった。政府はめったにこれらについて責任を負う者の訴追、宣告、処罰を行わず、そのために免責の風潮がこのような警察の虐待を継続させている。

6 月 16 日、3 人の警察官が Purbapara Chunkutia 村(Keraniganj)の Babul の家にやってきて、350 ドル(20,000 タカ)の支払いを要求した。これらの警察官は彼が違法な薬物取引に関与したとして追及し、その利益の分け前をよこすよう彼に強要した。彼が薬物の取引を否認すると、警察官たちは彼を殴打した。彼が逃げようとしてので、警察官たちは彼の身重の妻をひっぱたき、彼の父親を警棒で殴った。3 人の警察官は、調査後に臨時行政職務を与えられた。

BSEHR によると、公式保護中のものを除いて、法律施行職員およびその他の公務員による強姦がこの年に 31 件発生した。たとえば、報道記事によると、Chuadanga 地区の Jibon Nagor 警察署の警察官が 9 月 11 日に Rubina Khatun を強姦した。他の事件では、10 月 18 日に東ベンガル連隊の非番の兵士が Gazipur 地区の Safaisree から来た 14 才の少女を強姦したといわれる。報道記事によると、警察はこの兵士を逮捕したが、この事件は犠牲者の家族に対する支払いにより裁判なしで決着したといわれる。

また、女性が強姦されたと届け出た後、彼女たちはしばしば「安全保護」状態に置かれたが(実際には監房に閉じこめられた)、そこは劣悪な状態であり、ときにはさらに虐待と強姦の被害を受けた(第 5 節参照)。安全保護中の女性を犯罪者と同房に収容することは法律により禁止されているが、実際には分離施設が存在しない。2002 年、政府は、設備上可能な場合に、安全保護中の女性をホームレス・センターまたは NGO 運営の保護施設に移送し始めた。

警察は、ときおり、反対デモを取り締まるために過度の暴力を行使した。たとえば、12月13日、警察はダッカの Muktaghon 近くでモ行進に棍棒で殴りかかり、一部の行進参加者を負傷させた。

警察の腐敗は依然として問題であり、警察が女性および児童の人身売買の助長または実行に関与したと言う信頼すべき報告があった(第6節f参照)。2002年、独立機関である法律委員会が警察の虐待を防止するために第54条の修正を勧告した。この年の末までにどのような勧告も採用されていない。警察の虐待を防止する試みの1つとして、4月7日、高等裁判所は10月半ばまでに CrPC を修正する 15 箇条の命令を発行した。年末現在、これは行われていない(第1節d参照)。法施行職員および政治的後ろ盾を持つ者による実業家および個人の恐喝は一般的であり、実業家はときおりストライキを行って恐喝に抗議した。

人権グループおよび新聞報道の伝えるところによると、農村地域において道徳的に有罪とされた女性に対して、しばしばファトゥア(第2節c参照)に基づいてむち打ちのような刑罰を含む村八分的処罰が行われた。拒絶された求婚者、憤激した夫あるいは復讐を求める者がときに女性の顔に酸を浴びせた。この年の間、36 のファトゥア事件が発生した。これらの事件において、5 人がむち打ちされ、その他の人々は身体的暴行から家族に対する村八分に至る刑罰を科せられた。

拒絶された求婚者、憤激した夫あるいは復讐を求める者がときに女性の顔に酸を浴びせた(第5節参照)。

刑務所の状態は極めて劣悪であり、拘留中の死亡事故の要因であった。この年の間、90 人が拘留中に死亡した(第1節a参照)。すべての刑務所は超満員であり、適切な設備を欠いている。政府の統計データは、約 67,354 人の現刑務所収容人数が約 25,000 の公式刑務所収容定員の 300 パーセントに近いことを示した。刑務所収容人員は、1,910 人の女性を含んでいる。18 才未満の者が刑務所に 276 人収容されている。全刑務所収容人員のうち、45,173 人は裁判を待っており、21,251 人は既決である。大概の場合、監房は非常に混雑しているので囚人は交代で眠る。2001 年にダッカ北方の Kashimpur で新しい刑務所設備が開設されたが、年末現在で建設工事の初期段階がまだ完了していない。刑務所における猛烈な腐敗と不法行為も報告された。2002 年の報道記事によると、副刑務所監察官(DIG)が刑務所で不法行為の調査を行ったときに収監中犯罪者向けの無許可物資(刀や酒を含む)をトラック 2 台分没収したために殺害の脅迫を受けた後にチッタゴンから逃亡した。

法の要求により未成年者は成人から分離して拘留しなければならない。しかし、設備不足のため、実際には多数の未成年者が成人の囚人とともに収容されている。高等裁判所は、4

月、政府に対し被疑未成年者を成人の囚人と分離して収容することおよび彼らを迅速に矯正施設に移送することを命令した。高等裁判所は、政府に対し、子供の権利団体の代表者を非公式刑務所訪問者のリストに含めることも命令した。女性は男性から分離して拘留されているが、同様に極めて劣悪な状態にさらされている。未決拘留者は既決囚と分離されていない。一般に、政府は、国際赤十字委員会(ICRC)を含む独立人権監視団体の刑務所訪問を許可しなかった。各刑務所地域から政府により任命された著名市民の委員が毎月刑務所を監視しているが、その調査結果は発表されていない。地方判事もときおり刑務所を訪問するが、その調査結果はほとんど発表されていない。

d. 恣意的な逮捕、拘留または国外追放

憲法は、逮捕された各人に対し拘留の理由を通知し、その選択した弁護士との接見を与え、24 時間以内に治安判事の下へ連行し、治安判事が拘留継続を許可しない限り釈放しなければならないことを規定している。しかし、憲法は、特に、上記以外の具体的な保障措置付きの予防拘禁を許可している。実際には、当局は、非予防拘禁事案においてさえ、しばしばこれらの憲法規定をしばしば犯している。

警察は国の組織である。他の治安部隊は国境地域を警備する責任を負っているが、犯罪防止運動の遂行も要求された。警察はしばしば与党系列の人物に対する調査の実施を嫌がり、政府は政治的目的のために警察を頻繁に使用し、また、治安部隊の構成員に免責を与えた。腐敗と資源、訓練、規律の深刻な欠如が広範囲に及んだ。治安部隊の構成員が多数の重大な人権侵害を犯した。政府は装備を強化した警察官の大隊を創設し、警察の全面的改革計画を策定したが、蔓延する問題に対処する具体的措置はほとんど講じられていない。

政府は恣意的に逮捕および拘留を行い、また、正式告発または告訴を受けていない市民を拘留するために 1974 年 SPA のような国家治安法規を利用した。1999 年 4 月の判決において、2 名構成高等裁判所判事団は拘留の法律および権限の見境のない乱用について警察を批判した。その判決以降、警察のやり方に変化は見られない。

CrPC(1898)の第 54 条およびダッカ首都警察条例(1976)の第 86 条に基づいて、治安判事の命令または令状なしに犯罪行為の疑いにより個人を拘留できる。最初に第 54 条または 86 条に基づいて拘留された人々のうち、その後一部は犯罪により告発されるが、残りは無罪釈放される。国内人権 NGO の Odhikar によると、政治的な理由のために合計 436 人が殺害され、約 6,281 人が傷つけられ、2,381 人が逮捕された(第 1 節 a と c および第 2 節 a 参照)。

1 月、最高裁判所の高等裁判所部門の 2 人の裁判官が 248 件の拘留を不法と宣言し、拘留者の釈放を命令した。これらの拘留者は、すべて、第 54 条にもとづいて逮捕され、SPA に基づいて拘留されていた。4 月 7 日、高等裁判所は、政府に対し 6 カ月以内に(4 月 16 日から)CrPC を修正する 15 箇条の命令を発行した。それは、たとえば第 54 条に基づいて逮捕された者を SPA に基づいて拘留することを違法とする規定、逮捕係官が逮捕者に対して身分を明らかにしなければならない規定、家族または法的代理人に拘留されている個人との面会を許容する規定を含んでいた。8 月、最高裁判所はこの命令に対する政府の上訴を受理したが、政府に対し 4 月 7 日の判決を実行するよう命令した。

政府は、政治的敵対勢力の構成員およびその家族を攻撃・威圧するために頻繁に第 54 条および 86 条を利用した。警察は、ときとして、法的典拠を引用せずにデモの前およびデモ中に反対勢力の活動家を拘留し、その行事が終わるまで拘置した。しかし、拘留者の大多数は、主として経済的段階の最下端の人々であった。

SPA に基づいて、政府または地方治安判事は、「国家の治安を害する」恐れのある行為の実行を予防するために 30 日間の拘留を命令できる。SPA の対象になるその他の犯罪行為は、密輸、闇取引活動、買いだめを含む。治安判事は、拘留者に 15 日以内に拘留の理由を通知しなければならない。また、内務省は 30 日以内に拘留の開示理由に同意するかまたは拘留者を釈放しなければならない。政府は、制定法上の犯罪により拘留者を告発する義務を負わない。実際に、拘留者はときとして長期間にわたって拘留された。拘留者は拘留について上訴でき、また、政府は早期釈放を許すことができる。この年、裁判所は、ダッカの地方治安判事の SPA 拘留命令署名は禁止されるべきであると判決し、また、その他の地方治安判事に SPA 誤用の嫌で罰金刑を科した。

審議会が SPA 拘留者の案件を 4 カ月後に審査することになっている。2002 年、高等裁判所は、政府が拘留を延長する権利を持っていないこと、および審議会が延長を勧告しない限り SPA 拘留者は 30 日後に釈放されなければならないことを明らかにした。SPA 案件の拘留者が自分の案件をダッカの高等裁判所に提起できれば、この高等裁判所は一般的に被告に有利な判決を下す。しかし、多くの被告は非常に貧しいか、または厳しい拘留のために、弁護士を依頼できず、したがって治安判事レベルを超えて事案について上訴できない。中央官庁の行政支配を受ける治安判事が事案を免訴することはあまりありそうもないことである(第 1 節 e 参照)。拘留者は弁護士に相談できるが、一般的には告発が行われるまでは許されない。しかし、拘留者は、審議会に対して弁護士により代理される権利はない。拘留者は面会人に接見できる。過去において、政府は著名な囚人を長期間にわたり隔離状態に置いた。この年の間、そのような報告はなかった。

歴史的に、SPA 拘留者のほとんど大部分は、高等裁判所の命令に基づいて釈放された。SPA 案件は非常に根拠が薄く曖昧であったので裁判所にとって保釈を認める以外の選択肢がなかったためである。2002 年 2 月、警察は第 54 条に基づいて令状も容疑もなく AL 総裁の住居近くで BCL の指導者 10 人を逮捕した。続いて全員が釈放されたが、今度は第 54 条ではなく、新しい SPA 拘留命令または新しく告発された犯罪訴訟に基づいて数回拘留された。2002 年 12 月、高等裁判所は、第 54 条に基づく Sheikh Hasina の個人秘書 A.F.M. Bahauddi の逮捕を違法と宣告し、その釈放を命令した。2002 年 8 月、高等裁判所は、前国務相 Dr. Mohiuddin Khan Alamgir の SPA 拘留逮捕を違法と宣言し、その保釈を命令した。

この年の間、政府は第 54 条および SPA を利用して、前 MP の Haji Selim および Kamal Ahmed Mujumder を含む多数の反対勢力活動家ならびに AL 指導者の活動家 Sayeed Kokon、BCL の前書記長 Ashim Kumar Ukil を逮捕・拘留した。2002 年、議会は、2000 年に AL 政府により制定された公安法(PSA)を廃止した。PSA 廃止の 1 週間後に議会は、延長されない場合 2 年間有効の法秩序紊乱罪迅速裁判法(STA)を通過させた。それは、一定の犯罪で訴追された者について特別裁判所において逮捕後 30～60 日の間に行う裁判の規定を含んでいる。PSA と異なり、STA は、保釈を与える理由の必須記録を伴う保釈の規定を持っている。この法の乱用に対する歯止めとして、それは、虚偽の告発に対する 2～5 年の刑期の処罰を規定した。2002 年 6 月、STA に基づいて告発された Lalmonirhat 法律家協会会長 Matiur Rahman により提起された法律文書に応じて、高等裁判所は、政府に対し STA が違憲であると宣言されない理由を説明するよう要求した。この訴訟は、依然高等裁判所に係属している。一般に、STA の広範囲に及ぶ乱用の主張はなされていない。

高等裁判所の決定は、Mymensingh 映画館における一連の爆弾爆発に関する Shariar Kabir の 2002 年 SPA 拘留の適法性を疑問視し、政府に対し Kabir に補償を行うとともに同人の医療を施すよう命令した。Kabir は、英国 TV 関連の 2 人の外国人ジャーナリストに関係する事件に関しても 2002 年 12 月に保釈を与えられた。CPJ によると、Kabir は 1 月 7 日に解放された(第 2 節 a 参照)。

一部の人権グループから、保釈の認められない拘留期間は個人的復讐を行うための道具であるという懸念が表明された。7 月 6 日、政府は CrPC を改正し、裁判所により最終的に決定された刑期から被告人が拘留所で過ごした期間を控除する規定を設けた。

この年、拘留所で本国送還を待つ 713 人の外国人囚人がいた。一部の外国人は、彼らの刑期を服役した後も刑務所に残されていた。ダッカ市の拘留所で 19 人の外国人囚人が彼らの刑期を服役した後も監禁され続けていた。

2002 年 6 月、拘留された密輸業者が 11 才の少年とその家族を共犯として指名したので警察はその少年を逮捕し、拘留所に送った。人権団体の地方支部が裁判所に少年の釈放を取りつける請願を提出した。この年の間、この件について進展はなかった。同様な事件において、14 才の少年が 2.5 年の拘留後に 12 月に拘留所から釈放された。この児童は犯罪者に対する無差別一掃手入力で逮捕されたが、どのような罪においても告発されなかった。

過去において、政府はときとして政治活動家の釈放を防止するために連続拘留を利用したが、この年の間には連続拘留の報告はなかった。

政治的理由による拘留の合計件数を推定することは困難である。多数の活動家が犯罪で告発され、多数の犯罪者が政治活動家だと主張している。満杯の裁判所訴訟事件表および政府に刃向かうことを嫌がる治安判事のために、司法制度は、起源が政治的であるかもしれない刑事事件を効果的に処理できない。拘留の監視あるいは政治的攻撃事件の予防、検出または公開を行う権限および能力を持つ独立機関が存在しない。このような拘留の大部分は、数日から数週間継続するように見える。ほとんどの訴訟の被告は保釈を受けるが、不当な告発の却下または無罪判決には何年もかかる。

最近の報告によると、ダッカ中拘留所には少なくとも 155 人が裁判も保釈も受けず留置されており、その長さはさまざまであるが、ある人は 11 年以上拘留されているという。ある法律援助団体がこの問題について高等裁判所に令状を提出し、高等裁判所は政府に対しこれらの人々の氏名および拘留理由を提出するよう命令した。年末現在、この件は内務省および検事総長室に係属している。

憲法は、国外追放を取り扱ってない。しかし政府は、強制国外追放を利用しなかった。

e. 公正な公開裁判の拒否

憲法は、独立司法組織を規定している。しかし、憲法の長期「臨時」規定に基づいて、下級裁判所は依然として行政部の一部であり、その影響を受けている。司法組織の高いレベルは相当な程度の独立性を示し、刑事、民事、政治的に論議の多い訴訟においてさえしばしば政府に不利な判決を下した。しかし、司法的な手続きにおいて、特に下級レベルで腐敗がある。

警察構成員の犯罪疑惑の調査について責任を負う独立機関がないため、警察の権力乱用の犠牲者は、一般に、警察に対する訴訟の提起を嫌がる。

裁判制度は、下級裁判所と最高裁判所の 2 つのレベルからなる。両方とも民事訴訟と刑事訴訟を審理する。下級裁判所は、政府の行政機関の一部をなす治安判事および司法機関に属する法廷判事と地方裁判所判事から構成される。

2001 年、最高裁判所は、司法を行政から分離する 1997 年の高等裁判所の命令を再確認した。この判決は、1997 年命令のどの要素が憲法改正なしで実施できるか明示し、政府に対しそれらの要素を 8 週以内に実施するよう命令した。5 月 26 日、最高裁判所は政府に対し最高裁判所の命令執行について 15 回目の延長を与え、11 月 18 日、期限をさらに 4 カ月延長した。Moudud Ahmed 法務相は、この実施には 6 ないし 7 年かかると述べた。

最高裁判所は、高等裁判所と上訴裁判所の 2 部門に分かれる。高等裁判所は一審を審理し、また、下級裁判所から送付された案件を再審理する。上訴裁判所は、高等裁判所の判決、命令、指令、または宣告の上訴を審理する裁判権を持つ。上訴裁判所の決定は、その他のすべての裁判所を拘束する。

この国の司法制度の無数の案件積滞のために、法務省は一部の民事訴訟において代替紛争解決(ADR)を提供するパイロット計画を 2001 年に開始した。市民は、訴訟を提起する前に自分の案件について法律有識者により調停を受ける機会を持つ。政府筋によると、民事案件における調停の一般的利用により裁判が迅速化されている。2 月、政府が法律案を承認し、7 月、議会が ADR の利用を成文化し、その利用をシレットおよびチッタゴンに拡張した。

法律は、被告人に対し弁護士により代理される権利、起訴資料を閲覧する権利、証人を召喚する権利、判決に上訴する権利を与える。裁判は公開される。国費被告側弁護人は、めったに与えられず、財政的援助を与える法的援助制度もほとんどなかった。PSA、STA、女性・児童抑圧防止法の規定に基づいて、特別法廷が訴訟を審理し、判決を与える。これらの法律に基づく訴訟案件は明確に限定された期限内に調査・審理されなければならないが、その期限内に訴訟が終了しなかった場合の当該訴訟の処理についてこの法律は明確でない(第 1 節 d 参照)。

裁判制度の大きな問題は圧倒的な案件の滞貨であり、また、進行中の裁判は、一般に、被告を拘置所に残したまま、長期にわたって継続した。これらの状態が司法プロセスに見られる腐敗と相俟って多くの人々から公正な裁判を受ける機会を実質的に奪っている。

トランスペアレンシー・インターナショナルの推定によると、裁判事件に関わった人々の 60 パーセントが裁判所職員に賄賂を支払った。

政府は政治犯を拘留していないと述べたが、野党および人権監視団体は、多数の政治活動家が逮捕され、政治活動を口実にして刑事責任の有罪判決を受けたと主張している(第 1 節 d 参照)。2002 年月 Altaf Hossain Chowdhury 内相は、BNP が 2001 年に政権についてから政府は政治的動機に基づいた事案関連の 11,706 人を釈放したと述べた。2002 年 4 月、PSA 廃止法が発効し、SPA に基づいて告発された訴訟のうち、どれを撤回し、どれを続行するか決定する権限を政府に与えた(第 1 節 d 参照)。NGO は、囚人との接見を許されなかった。

軍法会議制度とは別の軍事裁判所またはその他の軍事法廷は存在しない。軍法会議制度において民間人が裁判を受けたという報告はない。

f. プライバシー、家族、家庭、または通信に対する恣意的な干渉

法律は、当局に対し家宅に立ち入る前に司法令状を得ることを要求している。しかし、警察が令状を取ることはほとんどなく、この手続きに違反する係官は処罰されなかった。また、SPA は令状なしの搜索を許容している。政府は、ときとして、人々を強制移住させる。2002 年 3 月、高等裁判所裁判官は、ダッカの Amtali 地区のスラムを取り壊す住宅・公共事業省の命令を 3 ヶ月間停止し、政府に対しスラム住民の移住命令が発出されない理由を説明するよう命令した。12 月 21 日、住宅・建物研究公団が 20,000 人以上の住む Kalyanpur のスラム街をブルドーザーで取り壊した。人権グループとスラム街の住民は、立ち退き前に適切な通知を受けなかったと主張した。

警察特別部門、国家安全諜報部、軍諜報総局(DGFI)は、政府に対する政治的反对者と思われる市民について監視・報告する情報提供者を使用した。政治指導者、人権活動家、外国 NGO、ジャーナリストがときおりこれらの治安組織による嫌がらせを報告した。また、外国宣教師は、国内治安部隊その他が彼らの活動を嚴重に監視したと報告した。しかし、この年の間、宣教師からの嫌がらせの報告はなかった。

第 2 節 下記を含む市民の自由の尊重

a. 言論および報道の自由

憲法は、言論および報道の自由を規定している。しかし、政府は、実際にこれらの権利を尊重しなかった。

個人は、報復を恐れることなく、政府を公然と批判できない。政府は、政治集会を禁止または解散させることにより批判を妨げようとした。

過去数年と同様に、ジャーナリストは 1923 年公務秘密法の廃止を要求した。この法律によると、市民は、政府が情報を与える前に、その情報を必要とする理由を示さなければならない。この法律は腐敗政府官僚を公の調査から保護し、すべてのレベルにおいて政府の透明性および説明責任を妨げた。

数百の日刊および週刊刊行物が幅広い意見の場を提供している。一部の刊行物は政府の全般的政策を支持しているが、大部分の新聞は政府の政策および活動について批判的に報道している。政府所有の公式通信社以外に、外国所有者系列の民間通信社も 1 つある。

ニュース記事のこの急増にも関わらず、国境なき記者団(RSF)は、「武装反乱活動、民兵または政党が常にジャーナリストの生命を危険にさらしている。国家は、ジャーナリストを保護し、かつ、このような暴力の責任を負う者がしばしば享受している免責と闘うためにできるすべてのことを行っていない。」と述べた。

新聞の所有者および内容は、政府の直接規制下にはない。しかし、政府は、政府広告および有利な関税率で輸入される新聞印刷用紙の割当のような財政的手段を通じてジャーナリストに影響を及ぼした。政府は、広告割当の要素として新聞の発行部数、賃金委員会基準への準拠、報道の客観性、啓発活動の報道範囲を考慮したと述べた。過去において、商業会社が政府に批判的な新聞に広告を掲載すること嫌がることがしばしばあった。しかし、そのようなことは、もはやないようである。

政府は事実上すべてのラジオ局およびテレビ局を所有・管理しており、その例外は、Ekushey テレビ (ETV)、 ATN バングラ、チャンネル 2、NTV のようないくつかの民有ケーブル局および民間ラジオ局のラジオ・メトロウェーブである。

2002 年 8 月、最高裁判所は、2 人の BNP 支持の教育専門家および 1 人のジャーナリストの請願に応じて、唯一の本格的民間テレビ放送局 ETV に対し閉鎖を命令した。これは、その免許について申し立てられた不法行為に基づいていた。この裁判所からの上訴は不可能である。しかし、ETV の送信の停止およびその設備機器の押収に関する請願が提起された。これらの請願は、2002 年 9 月に高等裁判所により拒絶された。5 月、ETV は開局免許を再申請し、8 月 20 日、高等裁判所は、バングラデシュ電気通信規制委員会(BTRC)に対し 30 日以内に ETV 請願に関する措置を講ずることおよび ETV の被押収資産を返還することを命令した。上訴において、政府は、当初の 30 日要件の代わりに 3 カ月の期限を与えられた。

首相の活動はテレビとラジオの両方でニュース放送の大きな部分を占めており、それに閣僚の活動が続く。野党に関する報道はほとんどない。運営の条件として、両方の民間局とも政府の報道番組および首相と大統領両方の国政戦説を無償で放送するよう要求されている。2001 年、議会は、国営バングラデシュ・テレビ(BTV)およびバングラデシュ Betar (バングラデシュ・ラジオ)に自主性を与える 2 つの法案を承認した。これらの法律の成立は、これらの放送局の真の自主性を保証せず、政府はこれらの法律を実施しなかった。ニュースの選択に対する政府の介入は蔓延している問題である。

ジャーナリスト等は、私人から犯罪的名誉毀損で提訴されたとき、収監されることがある。与党の M.P たちが虚偽・中傷であると考えた記事が掲載された後に、これらの政治家たちが新聞社数社に対し別々の犯罪的名誉毀損訴訟を提起した。すべての訴訟のジャーナリストは裁判所から先行保釈を受け、いずれの訴訟も裁判に進まなかった。煽動嫌疑は係属となっており、被疑者は保釈されたままである。

人権グループは、この年の間に 65 人のジャーナリストが 41 件の暴行事件で負傷したと述べた。10 件の殺人未遂があり、90 人が殺害の脅迫を受け、19 人が逮捕され、14 人が侵害訴訟の対象となっており、5 人が拉致された(第 1 節 a、c、d 参照)。

1 月 6 日付の首相宛の書簡において、CPJ は、イギリスから来たドキュメンタリー取材チームと協力したために、2002 年末に SPA に基づいて「反国家活動」の廉で告発されたジャーナリストの Saleem Samad の拘留に抗議した。Samad は高等裁判所の釈放命令を与えられ、1 月 18 日に解放された。CPJ によると、Samad は、拘留中に警察の告発を否定したとき警棒で両膝を繰り返し打たれたと報告した。首相に対する同書簡において、CPJ は、やはり同じ嫌疑で告発された Shahriar Kabir の拘留継続に抗議した。CPJ によると、Kabir は 1 月 7 日に釈放された(第 1 節 d 参照)。やはりイギリスのドキュメンタリー・チームから 2002 年末に逮捕されたのは、ブリティッシュ・テレビジョン所属外国人ジャーナリストの Zeba Naz Malik と Leopold Bruno Sorentino、一般市民の Moniza Pricila Raj であった。この 3 人と Samad は煽動の容疑をかけられ、3 人は 5 日間再拘留された。2002 年 12 月の記者会見において、政府は 2 人の外国人は「破壊活動」および「反国家行為」に関与した疑いにより NGO 活動家として拘置されたと述べた。12 月 11 日、2 人の外国人ジャーナリストはこの事件を遺憾に思うと表明した陳述書を提出した後に国外追放された。Raj は仮保釈を与えられたが、さらに 4 日間拘置された。

9 月にも、CPJ は首相に書簡を送って、Kulna で発行されている日刊紙 Dainik Probarttan の通信員 Hiramond Mondol の逮捕および警察により 8 月 8 日に行われたといわれる殴打に

ついて抗議した。警察は、警察が現地の漁師から貴重な魚を盗んだという彼の書いた記事を見て、ホッケーのスティックとライフル銃で Mondol を繰り返し殴ったという。Mondol は STA に基づいて財物強要罪により告発された。Khulna 記者クラブによると、警察は後に Mondol を釈放した。

11 月 29 日、警察は、ヘブライ作家協会の会議に参加するためにイスラエルに向かって出国しようとした週刊誌 Blitz の編集者 Salah Uddin Shoaib Choudhury を逮捕した。CPJ によると、Choudhury はイスラエル諜報機関と結びついているとの嫌疑をかけられた(第 2 節 d 参照)。Choudhury は、年末現在で警察に拘留中であり、まだ告発されていない。

与党連合の支持者によるエビ養殖場の不法占拠に関する記事のために暴行されたといわれるベンガル週刊誌 Jugantor の通信員 Monirul Haider Iqbal の 2002 年暴行事件に関する進展はなかった。2002 年の Anirban の記者 Shukur Ali が誘拐されたといわれる事件についても進展はなかった。2002 年、誤って首相を野党の指導者として記載した記事の公表に続いて、ベンガル語日刊紙 Dainik Uttarbanga Barta の発行免許が一時停止されたが、その後回復された。

2002 年 12 月、ロイターは、Mymensingh 爆弾攻撃がオサマ・ビン・ラディンのアルカイダのネットワークによるものである可能性があること、および内相が国家治安警戒態勢を命令したことを伝える記事を内相の発言とされたコメント付きで流した。内相は声明を出したことを否認し、ロイターは記事を撤回した。2002 年 12 月、警察は、ロイターの特派員 Enamul Haque Chowdhury を逮捕し、この記事の著者として告発し、ロイターのダッカ支局を捜索した。彼は、この年早期に拘留所から釈放された。

一部のジャーナリストは政府を批判したが、大部分の者はある程度の自己検閲を行った。多くのジャーナリストは、微妙な記事を避ける理由として嫌がらせ、報復、または物理的加害の可能性を恐れていると述べた。政府の指導者、政党活動家その他は、ジャーナリストおよび新聞社に対ししばしば激しい攻撃を加えた。政党およびそのために行動する者は、ニュース報道の故に狙いを付けた媒体の事務所とジャーナリスト個人の両方に対して攻撃を行った。これらの犯罪は大部分解決されず、しばしば新聞報道で氏名または党派関係が明らかにされるその実行者は多くの場合責任を負わされなかった。政治活動家によるジャーナリストへの攻撃も政治的路上暴力行為において一般的であり、また、一部のジャーナリストは警察の活動により負傷した。

男女同権主義者作家の Taslima Nasreen は保釈金を払って釈放された後、国外に滞在したが、その間、宗教的(イスラム)信仰を侮辱した廉の彼女の犯罪嫌疑事案は係属中であった。

2002 年 10 月、裁判所は、1999 年に JI 指導者により告発された訴訟において「イスラム教の名誉を傷つける批判」を行った廉で Nasreen に対し欠席のままで 1 年の刑を宣告した。

政府映画検閲委員会は、国内映画および外国映画を調査し、国家の安全、法と秩序、宗教心、猥褻、対外関係、名誉毀損、または剽窃の理由により、それらを検閲または禁止する権限を持っている。この委員会はこの年の間国内で制作された映画を禁止しなかった。この委員会は、好色的内容があるとして数本の輸入された英語の映画の上映を禁止した。ビデオ・レンタル・ライブラリがその借り手にいろいろな種類の映画を提供したが、これらのレンタル映画に検閲を実施する政府の作業は散発的であり、効果が上がらなかった。政府は、コーランの起源に関するドイツの学術的調査に関する記事を理由としてニューズウィークの 7 月 28 日号を禁止した。RWB によると、当局は、「コーランに関するこの記事はこの国のイスラム教徒の宗教心を害する」恐れがあると述べた。

外国の刊行物も調査・検閲に付された。検閲は、ほとんどの場合、不謹慎なまたは猥褻なポルノ、イスラム教に関する虚偽の陳述または名誉を毀損する恐れのあるもの、国家の指導者に関する好ましくない言動について行われた。

政府は、市民のインターネットに対するアクセスを規制しなかった。

政府は、学問の自由を制限した。すべてのレベルの教師および学生は自由に学問的任務を追求できたが、微妙な宗教的および政治的問題の研究は禁止された。

b. 平穏な集会および結社の自由

憲法は、公の秩序および公衆衛生の利益のために課される制約を条件として、集会の自由を規定している。しかし、政府は、しばしばこの権利を制限した。CrPC の第 144 条は、政府に対し 4 人を超える者の集会を禁止することを許容している。ある人権団体によると、政府は、この年の間に、このような禁止を 58 回行った。政府は、ときとして、治安上の理由のために集会を禁止する禁止令を使用した。多くの独立観察筋はこのような説明は通常言い訳に過ぎないと考えている。与党の支持者はしばしば彼ら自身の集会を同じ集合場所と時刻に計画し、それにより政府に禁止を課する根拠を与えた。

種々の政治的党派がこの年の間にゼネストを呼びかけた。党派活動家は、ストライキ破りに対する脅しの暴力または実際の暴力によりストライキを実行した。党派活動家は、ストライキ中に行進を行った。この年の間に全国規模の全日ストライキが 6 回、半日ストライキが 5 回行われたほか、地方的な規模でも多数のストライキがあった。警察はこのような

場合与党の行進にはめったに干渉しなかった。しかし、警察は、しばしば、反対勢力の行進を中断・阻止するために与党活動家と連絡しあって行動した。調査によると大多数の市民は政治的武器としてのこのようなストライキの利用に反対しているが、主要政党のすべてがストライキを利用し続けた。

憲法は、道義または公の秩序の利益のために「合理的な制約」に従うことを条件としてすべての市民の結社の権利を規定しており、政府は一般的にこの権利を尊重している。個人の私的グループへの加入は自由であった。

c. 信教の自由

憲法はイスラム教を国の宗教として規定しているが、法律、公秩序、道徳を条件として自己の選択する宗教を信奉する権利も規定しており、政府は一般的にこの権利を実際に尊重した。政府は非宗教的であるが、宗教は政治に強力な影響を及ぼしている。政府は、その市民の大多数(約 88 パーセント)のイスラム教意識に敏感であった。政府は、ときとして、少数派グループを保護せず、免責の雰囲気を助長した。宗教的少数派に対する差別は政府と社会の両方のレベルに存在するが、政府による迫害の明確な証拠はない。しかし、宗教的少数グループは、政府関係職業および行政官庁へのアクセスのような領域で不利益を被った。

宗教団体は政府に対する登録を要求されない。しかし、宗教団体を含むすべての NGO は、社会開発プロジェクトのために外国の資金を受け入れる場合、NGO 業務局に登録しなければならない。政府は NGO の登録を取り消すか、または NGO の執行委員会の解散、その銀行口座の凍結、プロジェクトの取消のようなその他の措置を講ずる法的権能を持っている。しかし、かかる権限はめったに行使されず、また、宗教関連 NGO には影響を及ぼさなかった。

政府は、種々の宗教に対し礼拝所の設置、聖職者の訓練、宗教的目的の旅行、外国の同心信者との関係の維持を許可している。法律は、市民に改宗を認めている。しかし、イスラム教からの改宗に対する強力な社会的抵抗は、キリスト教グループによる大部分の伝道的努力が数世代にわたってキリスト教徒である地域社会への奉仕に向けられることを意味した。外国人宣教師はこの国で活動することを認められたが、改宗させる彼らの権利は憲法により保護されていない。一部の宣教師は、毎年更新しなければならないビザの取得または更新で問題に直面した。一部の外国人宣教師は、自分たちの活動が国内治安部隊等により厳重に監視されていると報告した。しかし、この年の間にその他の政府の嫌がらせを報告した宣教師はいなかった。

2001 年、高等裁判所は、すべてのファトゥア、すなわち正しいイスラム法解釈を違法であると判決した。高等裁判所の意図は宗教指導者による処罰の違法な実施を止めさせることであるが、激しい抵抗を生んだこの 2001 年判決は、すべてのファトゥアを違法であると宣言した(第 1 節 a 参照)。数週間後、上訴裁判所は高等裁判所の判決を停止した。この問題を再審理する日付は設定されていない。イスラム教の正しい知識を持つムフティー(宗教法学者)のみファトゥアを出すことを認められている。しかし、実際には、村の宗教指導者がときとして宣言を行い、その宣言をファトゥアと称する。ファトゥアは一般的に結婚と離婚を取り扱い、また、道徳上の罪人とされた者に処罰を与える。犠牲者はときとしてむちで打たれたり、その地域社会から村八分を受けたりする。(第 1 節 c 参照)。

ヒンズー教徒およびキリスト教徒に対する差別が存在した。多くのヒンズー教徒は、法律、特に既得財産法の適用における差別のために、1947 年の分離以来失っている土地所有を回復できない。2001 年、議会は既得財産返還法を可決した。この法律は、政府に対し廃止された既得財産法(「敵の」(実際問題として、ヒンズー教徒の)土地の国家による没収を認めた法律)に基づいて没収された土地を返還することを要求した。政府は、2001 年 10 月までに既得財産所有のリストを作成する仕事を課され、請求は公示日から 90 日以内に提出されなければならないことになった。政府は、この年末現在で既得財産のリストをまだ公示していない。

2002 年 11 月、議会は既得財産返還法の改正を可決し、政府に対し無制限の時間およびそのような財産が所有者に変換されるまでそれを賃借する権利を与えた。政府は、この規定はこれらの財産の盗用を防止するものであると主張した。

殺傷を含む暴力は、2001 年の選挙の前と後の両方で発生した。殺人、強姦、略奪、選挙後暴力に関する拷問を含むヒンズー教徒に対する攻撃の報告があった。CG から 2001 年に新しく選挙された政府への権力の移行中に、BNP の支持者が Bhola の島嶼地区において少なくとも 10 人のヒンズー教徒女性を強姦し、数軒のヒンズー教教徒の家から略奪した。9 月 10 日、Barisal の迅速裁判所は、これらの女性の 1 人に対する強姦の嫌で 2 人に対し終身刑を宣告した。強姦および略奪事件は、Bagerhat の南東地区においても報告された。新政府の代表がこの地域を訪問し、不穏な地域に警察官を増加配置した後に状況は改善された。2 月、アワミ連盟の支援を受けた人道に対する罪に関する大会が、宗教的少数派の「組織的迫害」を主張し、このような迫害の実行者を国内法および国際法に基づいて裁判に掛けることを要求した。

2001 年後半、高等裁判所は新政府に対し宗教的少数グループに対する攻撃について調査・

報告するとともに少数グループを保護するために適切な措置を講じていることを実証するよう命令した。政府はその報告を 2002 年後半に提出した。

11 月 19 日、チッタゴン港湾都市近くでヒンズー教徒の家が放火犯により焼き討ちされ、家族 11 人が焼け死んだ。国内人権 NGO の Odhikar は、この攻撃は警察が初めに主張したような物盗りではなく、ヒンズー教の信教を理由とする計画的なこの家族に対する攻撃であると報告した。Odhikar によると、警察は対応するのに 3 時間もかかった。11 月 22 日の別の対立住民間暴力事件において、警察は、ダッカの Ahmadi モスクを破壊しようとする約 5,000 人の暴徒を制止した。この攻撃の後、警察は、警察の財産の破壊の隣で近くのモスクと関連している数人の活動家に対し 2 件の告発を行った。ある高級警察官はこの攻撃を非難し、Ahmadi 財産の破壊は法に反すると述べた。12 月、反 Ahmadi 活動家がジェッソールで著名な Ahmadi 指導者を殺害し、Ahmdis がイスラムでないとして政府が宣言するべき期限を 2004 年 1 月 23 日とし、さもなければ政府は重大な煽動に直面すると述べた。

2002 年 4 月の仏教寺院の僧侶 Ganojyoti Mohasthobir およびチッタゴン地区 Rauzan の孤児の殺害は、この年末現在で依然調査中であった。チッタゴン Nazirhat 大学総長 Gopal Krishna Muhuri の殺害について警察は 2002 年 11 月に告発していたが、2001 年に判決が行われた。4 人の被告に終身刑、4 人に死刑宣告がなされた。

宗教的少数グループは、政府関係職業および行政官庁へのアクセスに関して不利であった。政府事業における選考委員会は、しばしば、少数グループの代表者を欠いていた。

詳細な論議については、2003 年の国際信教自由報告参照。

d. 国内移動、外国旅行、海外移住、帰国の自由

憲法は、国内移動、外国旅行、海外移住、帰国の権利を規定している。実際に、政府は、一般的にこれらの権利を尊重し、市民に対し国内における自由な移動、国際旅行、海外移民、帰国を許している。しかし、政府がこれらの権利を制限する場合もあった。CPJ によると、週刊誌 Blitz の編集者 Salah Uddin Shoaib Choudhury が 11 月 29 日にダッカ空港で逮捕された。彼は、ヘブライ作家協会の会議に参加するためにイスラエルに向かって出国しようとしていた(第 2 節 a 参照)。主要反対政治勢力指導者の移動はときとして制限され、政府が彼らを助けることはほとんどない。この国の旅券は、イスラエルへの旅行については無効である。

約 30 万人のビハール人イスラム教徒が全国の種々の収容所に住んでいる。彼らはパキスタ

ン定住を待ちながら、1971 年以來キャンプに収容されている。ビハール人は、英領インドの 1947 年分離中に旧東パキスタンを構成していた地域に移住した非ベンガル人イスラム教徒である。大部分の人々は、1971 年の独立戦争中にパキスタンを支持した。彼らは後に市民権を受けることを拒否し、パキスタンへの本国送還を要求した。パキスタン政府は、歴史的にビハール人の受け入れを渋ってきた。5 月 5 日、高等裁判所は 10 人のバングラデシュ生まれのジュネーブ・キャンプ住民を国民であると宣言し、彼らに選挙権を与えた。

1992 年以來、約 23 万 6 千のローヒンギャ人(ビルマ北部のアラカン州からきたイスラム教徒)が自発的にビルマに本国送還された。別の 22,700 人がキャンプを去り、地域住民の中で生活している。また、国連高等難民事務所(UNHCR)と協力して政府が管理している 2 つのキャンプに 19,000 人以上の難民が残っている。1999 年以來、UNHCR は政府に対しビルマに帰国できない難民の国内就労、地域の医療制度の利用、子弟の地域学校入学を認めるよう強く要求している。政府は依然としてこれらの要求を拒否しており、すべてのローヒンギャ難民はビルマに帰国するまで収容所に留まらなければならないと主張している。本国ビルマにおける迫害を恐れていた難民が強制帰国させられた。難民虐待には一定のパターンがあった。ローヒンギャが地域住民から差別されたという主張もあった。

難民本国送還の速度は劇的に加速され、この年の間に 3,321 人の難民がビルマに送還された。

正式書類を持たずに 1991 年以降このバングラデシュに入国した 10 万以上のローヒンギャ人が収容所外の危険な環境に住んでいる。政府は新参者を不法経済移住者に分類して彼らに対する庇護を拒否し、可能な限り多くの人々を国境で追い返した。UNHCR によると、彼らの少なくとも一部は迫害から逃れてきたのであり、難民の地位の資格を持っている。未登録の人々の一部は、その多くはビルマへの正式本国送還後に不法に戻ってきた人々であるが、収容所に住み、収容所の被登録者の人数に基づいて割当を受ける縁者と食料を分かち合った。何度にもわたって、収容所係官が未登録者の一部を警察に引き渡し、警察は外国人法に基づいて拘置所に送った。この年の間に、Cox's Bazar 地域の地方拘置所に約 70 人のローヒンギャ難民が収容されていた。

憲法は、難民の地位に関する 1951 年国連難民条約およびその 1967 年議定書における定義に合致する人々に対する庇護および難民の地位の供与を規定していない。実際に、政府はルフルマンに対する保護を与えたが、難民または庇護の地位を定常的に与えなかった。政府は、UNHCR が面接し、ケースバイケースで難民と認定した個々の避難民に一時的な庇護を与えた。政府は、難民の援助において UNHCR およびその他の人道主義団体とも協力した。2002 年、UNHCR の要請により、政府は、ローヒンギャ以外のビルマ人、ソマリ

アフガン人、イラン人、スリランカ人を含む約 125 人の難民および避難民に対し自発的帰国またはその他の国への再定住のような永続的解決までの国内滞在を許可した。政府は、2002 年 2 月拘置所から釈放された 1 人のインド国民および 4 人のビルマ国民からの庇護請願を拒絶した(第 1 節 d 参照)。

第 3 節 政治的権利の尊重：自分たちの政府を変更する国民の権利

憲法は国民に対し自分たちの政府を平和的に変更する権利を与えており、国民は普通選挙権に基づいて行われた定期的・自由・公正な選挙を通じてこの権利を実際に行使した。

この国は、普通選挙権に基づいて秘密投票による選挙が行われる多政党・議会制民主主義国である。M.P.は、少なくとも 5 年毎に選挙される。議会は 300 人の選出議員からなる。政党の指導者が選挙の候補者を指名する。一部の候補者は、気前のよい選挙寄付または個人的「贈り物」により政党指導者から指名を「購入する」といわれる。

1996 年の憲法改正に基づいて、議会総選挙は、最近退官した最高裁判所長官により指導される暫定政府により主宰される。前長官がこの責任を引き受けない場合には、別の上席退官判事またはその他の中立的人物が暫定政府を主宰する。1999 年の高等裁判所決定は、この改正の合憲性を確認した。しかし、7 月 21 日、高等裁判所の他の法廷はこの判決に疑義を提起し、暫定政府改正を違憲とした。この事案は抵触する判決を解決するために裁判所長官に付託され、この年末現在でまだ解決されていない。

AL の指導者 Sheikh Hasina は、2001 年 7 月に満了した議会の任期まで PM であった。そのとき、2001 年 10 月に次の PM が就任するまで暫定政府が設立された。国内および国際監視団は、散発的な暴力および孤立的不正行為にもかかわらず 2001 年に開催された第 8 回総選挙が一般的に自由かつ公正であると判断した。選挙後の暴力は広範囲に及んだ。AL の総裁は、この選挙における「露骨な不正行為」を主張した。しかし、同女史は最終的に MP として宣誓就任し、続いて議会における野党の指導者に選任された。

4,000 を超える Union Parishads (地方議会)—地方自治体の最下層—の選挙が 1 月 25 日から 3 月 16 日までに行われた。選挙は、一般的に、大部分の地域において平和的かつ自由に行われたが、一部の地域では暴力と死傷事件が発生した。警察は、選挙暴力による死者 15 名および負傷者 105 名を確認した。しかし報道関係者の報告では、死者数は 50 から 80 となっていた。登録選挙人の 80 パーセント以上が参加した。

1991 年、この国を大統領制度から議会制度に変更するために憲法が改正された。この変更

は、自分の党から脱党した者または議会でそれに反対投票した M.P.は自動的にその議席を失う旨規定した。事実上、この規定は政府および PM による議会の統制を強化した。PM は、通常、しばしば狭い党派に分かれている議会にほとんどまたはまったく関与させずに主要な政府の政策を決定する。

2001 年、暫定政府は、切望されていた選挙改革問題を取り扱う国民代表改正条例を承認した。この条例は選挙委員会の独立性を強化し、政党に対し運動寄付および支出の記録を取るよう要求した。それは、投票所における国際と国内両方の選挙立会人の規則も定めた。

議会補欠選挙が 8 月 21 日に平穏かつ一般的に秩序正しく行われた。投票率は 63 パーセントであった。AL はその結果を拒絶した。BNP 連合の候補が勝利した。

300 議席の議会に 7 人の女性がいる。女性は、議会に自由に立候補できる。2001 年、AL と BNP は、議会の既存 300 議席に少なくとも 60 の女性専用議席を追加することに原則的に合意した。しかし、BNP も AL もこの年の間にこの規定を採用しなかった。

少数グループも、チッタゴン・ヒル地区の先住民も、特に少数グループ(ヒンズー教徒、キリスト教徒、仏教徒、精霊信仰者)のために留保された議席を持ってない。少数グループに属する人々は人口の約 17 パーセントを構成しているが、議会の議席の 3 パーセント未満しか保有していない。

第 4 節 人権侵害主張の国際調査および非政府調査に関する政府の態度

いろいろな種類の国内および国際人権グループが一般的に独立して政府による制約を受けずに活動し、人権問題に関する調査報告を行った。著名な人権 NGO として次のような団体がある。Odhikar (権利)、人権励行バングラデシュ協会、Ain O Shalish Kendro (法律調停センター)、Shishu Adhikar Forum (市民権フォーラム)、Adibashi フォーラム(先住民フォーラム)、バングラデシュ・トラウマ犠牲者リハビリテーション・センター(BRCT)、Naari Pokkho (女性側に立つ)、バングラデシュ女性法律家協会、Bangladesh Mahila Parishad (女性協議会)、正義・平和委員会。人権グループはしばしば政府を鋭く批判するが、特に一部の政治的に微妙な事案および主題については、自主検閲も行った。

政府当局者は、人権問題に関する国際的批判に対して自己防衛過剰である。しかし、政府は、国連人権委員会、ICRC のような国際組織と人権問題に関する対話を維持した。しかし、これらの組織のいずれもこの年の間にバングラデシュを訪問しなかった。政府は、その選挙公約および再三再四の公式発表に関わらず、独立国家人権委員会を設置する法律を制定

しなかった。前の政府も約束を繰り返したにも関わらずこの委員会を設置しなかった。

政府は、2002 年早期に発表したオンブズマンを任命する措置を講じなかった。

政府は、一部の個人人権擁護者に対し虚偽の主張を提起することにより、または国際人権活動家の再入国ビザの発給を遅らせることにより彼らを圧迫した。人権を擁護する宣教師も同様な問題に直面した。情報機関による嫌がらせを報告した人権活動家もあった。

2002 年後期、政府は、主として NGO による政治活動を規制することを狙いとして、この国における NGO の活動に関する政策意見書を起草した。近々発表するという数回の声明に関わらず、この政策意見書草案はこの年の間に発表されなかった。

第 5 節 人種、性別、身体障害、言語または社会的地位に基づく差別

憲法は、「すべての国民は法の前に平等であり、法による等しい保護を受ける資格を持つ」と述べている。しかし、政府は、実際には、差別の除去を狙いとする法律を強力に施行しなかった。女性、児童、少数グループ、身体障害者は、しばしば、社会的および経済的不利益に直面した。人権監視団によると、HIV 予防業務を行う人々および HIV/AIDS を広める危険性の高いグループに対して相当な公的および社会的差別が存在した。

女性

家庭内暴力が蔓延したが、信頼できない統計数字およびこのような暴力の報告に対する社会的禁止のために女性に対する暴力は数量化が困難であった。報告された女性に対する暴力の多くは、結婚持参金に関する紛争に関連している。人権団体によると、この年の間に 261 件の結婚持参金関連の殺人があった。また、結婚持参金に関する紛争に続いて 23 人の女性が自殺し、85 人の女性が虐待された。

法律は強姦および物理的配偶者虐待を禁止しているが、配偶者強姦を罪とする具体的な規定は設けられていない。この年の間に、1,336 件の強姦が報告された。強姦犯人の訴追は一律でなかった。多くの強姦は報告されなかった。強姦の犠牲者が、社会的な名誉を含む心理的な後遺症から逃れるために自殺した例もある。

結婚持参金禁止法、女性虐待法、女性・児童抑圧防止法を含む法律は、女性に対する一定の形式の差別を具体的に禁止している(第 1 節 d 参照)。しかし、これらの法律の施行は不十分であった。女性・児童抑圧防止法は、女性および児童に対する暴力で訴追された被告に

関する特別手続きを設けている。この法律は厳しい処罰を要求し、犠牲者に対する補償を規定し、職務における怠慢または故意の不作为に関して調査係官に対する処置を求めている。この法律に対する改正が 7 月 20 日に可決され、結婚持参金犯罪に関する規定を弱めるとともに女性犠牲者の自殺結果を「不名誉な」行いとして位置づけようとしている。政府筋によると、社会福祉局は貧困者のために 6 カ所のホームレス・センターと 1 つの訓練センターを運営し、合計 2,300 人分の収容能力を持っているという。また、女性関連業務局は虐待された女性および児童のために 6 つの地方本部ごとに 1 つずつ、6 カ所の保護施設を運営している。

2002 年 5 月、女性関連業務局はダッカにおいて安全保護センターを開所した。貧困者および苦境にあえぐ女性と児童に住まいを与えるために、バングラデシュ国民女性法律家協会 (BNWLA) もダッカに 2 つの保護施設を持っており、また、他の NGO も小さい施設を運営している。しかし、これは犠牲者の保護施設需要の充足にとって不十分であった。その結果、政府は、しばしば、強姦被害を届け出た女性を「安全保護」下に置くとして通常は拘留所に収容した。安全保護は犠牲者のさらなる虐待を頻繁にもたらし、他の女性の被害届け出の気持ちをくじき、女性が釈放してもらえない期間もしばしば長期化した(第 1 節 c 参照)。

女性に対する自警行為事件が—ときとして宗教指導者により(すなわち、ファトゥアを通じて)指導される—特に農村地域においてときおり発生した。これらの事件は、道徳的に有罪とされた女性に対するむち打ちのような処罰を含んだ(第 2 節 c 参照)。

酸攻撃が依然問題である。襲撃者は、女性およびますます多くの男性の顔に酸を投げつけ、犠牲者の顔を台無しにし、しばしば視力を奪う。この年に約 337 件の襲撃が発生した。犠牲者の半数以上は女性であり、1/3 は児童である。女性に対する酸投げ付けの最も一般的な動機は、拒絶された求婚者の復讐であった。酸襲撃の実行犯は、ほとんど訴追されなかった。2002 年 3 月、政府は女性に対する酸襲撃を減らすために酸の入手を制限する法律を制定したが、この法に対する意識の欠如および不十分な施行のためにその効果は限られた。新しい酸犯罪規制法は特別裁判所における迅速な訴追を規定し、また、一般的に保釈を認めない。

国内およびアジアにおけるその他の国における売春を目的とする女性の広範な人身売買が行われ、警察が人身売買を助長またはそれに関与しているとの信頼すべき報告がある(第 6 節 f 参照)。売春は、18 才超の者で政府の認可があれば合法である。

女性は社会において従属的な地位に留まり、政府は女性の基本的権利を保護するために効

果的に行動しなかった。女性の識字率は、男性の 52 パーセントに対し、約 29 パーセントであった。近年、女性の就学率が改善された。小学校および中学校の生徒の約 50 パーセントは女性であった。女性は高い文盲率と不平等就学機会が続いているために、女性は自らの権利に無知であることが多い。強い社会的な不名誉および法的援助を得る手段の欠如のために、しばしば、女性が裁判所における救済を求めることが妨げられてきた。多くの NGO が女性の自らの権利に対する意識を高め、かつ、女性にこれらの権利を行使するよう奨励・援助する計画を進めている。政府も、第 12 級(約 18 才)までの女性の教育費を無料とし、また、第 6 級から第 12 級まで給費制度を利用することにより女性教育の刺激策を拡大した。これに比較して、男子生徒は第 5 級まで無償の教育を受けた。

イスラム家族条例は、相続、結婚、登録婚姻の離婚に関する伝統的イスラム法を制定している。農村地域における婚姻は、法の無知のためにときとして登録されなかった。

女性の雇用機会は、この 10 年間、主としてダッカおよびチッタゴンにおける輸出衣服産業の成長のために男性より多かった。140 万人の衣服部門労働者の約 80 パーセントは女性であった。女性は、農業、漁業、家畜部門において、建設プロジェクトの手作業労働者として、また、一般製造業で働いた。少額短期融資を農村女性に拡張する制度は、彼女たちの経済力を高めた。同一労働を行う男性および女性に関して賃金は、一般的に同等であった。

国内のある人権団体の報告によると、この年の間に 60 人の女中が雇い主の手による虐待のために死亡し、さらに 27 人が虐待されたが死には至らなかったという。

行政改革委員会の 2000 年における 1 報告によると、女性は政府関係職業のわずか 12 パーセント、上級職のわずか 2 パーセントを占めているのみである。政府関係職業に女性職員を増加する政府の政策は、限られた効果しか発揮しなかった。近年、政府業務への全採用の約 15 パーセントが女性である。

児童

政府は、初等教育、健康、栄養の領域における計画を実行した。これらの努力の多くは、国内および外国の NGO により補完された。これらの合同作業により、この国において健康、栄養、教育の改善において相当な進歩が達成された。しかし、すべての児童の約半分近くが依然慢性的栄養不良の状態にあった。

人権グループによると、この年の間に、575 人の子供が誘拐され、ほぼ 1,300 人が不自然な死亡を遂げ、3,100 人以上が強姦、性的ハラスメント、拷問、酸襲撃のような重大な虐待の

犠牲となった。

「一般教育運動」の 2020 年報告によると、6 才から 10 才までの児童の 80 パーセント超が学籍に編入されている。少年および少女の在籍者数は、ほぼ同じである。すべての児童の約 70 パーセントが第 5 級を完了した。政府は、農村の 12 才から 16 才の女兒に就学を続けさせるために効果的な奨励を与えた。

広範囲に及ぶ貧困のために、多くの児童が非常に若い年齢で就労しなければならなかった。これは、しばしば、主として雇い主の虐待による家事労働中の児童の虐待をもたらし、また、ときには強制労働および売春を含んだ。この労働関連児童虐待は、全国の社会のすべてのレベルで発生した(第 6 節 c および d 参照)。ときとして児童は作業場で重傷を負ったり、死亡したりした(第 6 節 d 参照)。人権監視団からの報告は、児童の遺棄、誘拐、人身売買が依然として重大かつ広範な問題であることを示している。大部分は売春および強制労働を目的とし、主としてインド、パキスタン、国内目的地に対する児童の広範な人身売買が行われた(第 6 節 f 参照)。

政府通信社 BSS により公開された 2002 年報告によると、40 万人のホームレス児童が存在し、そのうち 15 万人が両親を知らないという。

UNICEF はこの国で 10,000 人の児童売春婦が働いていると推定したが、他の筋ではこの数字として 29,000 という高い値を推定した。法的売春の 18 才という最低年齢要件は一般的に当局により無視され、また、年齢の虚偽申告により回避された。未成年者の斡旋者はめったに処罰されず、多数の児童売春婦が売春宿で働いている。

両親が収監された児童を収容する設備は、ほとんど存在しない。

身体障害者

法律は、身体障害者の平等な待遇および差別からの自由を規定している。しかし、実際には、身体障害者は、社会的および経済的差別に直面している。バングラデシュ身体障害者福祉法は、障害者の平等な権利を規定している。この法律は、障害の予防、処遇、教育、リハビリテーション、雇用、輸送可能性、擁護に焦点を合わせている。政府は、この年初めて、数人の身体障害者を公職に任命した。

身体障害の種々の分野で活動する 80 以上の NGO からなるネットワーク組織、「身体障害者と連携する全国組織フォーラム」によると、この国の人口の約 14 パーセントは何らかの障

害を持っている。身体障害者の大概の家族は、その経済状態のために身体障害者の特殊なニーズに対して十分に援助できず、身体障害者は、ときとして迷信と身体障害者に対する恐怖のために隔離された。

精神薄弱者を処遇する政府の施設は、不十分である。医学的および職業教育的リハビリテーションならびに障害者の雇用の分野にいくつかの私的構想も存在する。

先住民

部族民は、これまで、自分たちの土地の利用に関する決定に影響を及ぼす能力をほとんど持っていなかった。1997年チッタゴン・ヒル地区(CHT)平和協定は CHT における 25 年の反乱に終止符を打ったが、法律と秩序の問題ならびに人権侵害違反の告発は継続した。部族個人とベンガル族入植者間の土地紛争を処理する土地委員会は 2001 年まで法的根拠を欠き、厳しい土地紛争の対処において効果的に機能できなかった。部族の指導者も反乱中にこの地域を去った人々に援助を提供する上で進捗のなかったことに失望を表明した。

前反乱指導者 Shantu Larma は、12 月、2002 年における数回の同様な会合を足場にして PM と会談し、平和協定の実施、3 つのヒル地区における地方裁判所の設置、法と秩序を改善する制度的方法について討議した。それにも関わらず、9 月以降 CHT において暴力の波が高まっている。赤十字/赤新月社によると、9 月初めの暴力により 270 戸以上の家屋が焼け落ち、3 つの仏教寺院が荒らされ、1 人が殺され、10 人が負傷した。軍隊が急速に秩序を回復した。PM が家を失った犠牲者を援助することに同意した。

CHT における財物強要および身代金目当て誘拐の蔓延

2001 年、CHT の Rangamati 地区の路上から銃を突きつけられて 3 人の外国人技術者が拉致された。彼らの釈放の後、人質の 1 人は、拉致の動機は政治的な声明を行うことよりもむしろ Chakama の人々のために金を得ることだと拉致者が打ち明けたと新聞記者に語った。CHT における援助者参加開発活動は、この事件以降停止している。

2002 年、国際連合開発計画の調整に基づいて政府代表および援助者機関からなる使節団が CHT の治安状況および新たな開発援助の可能性について 11 日間の評価を行った。その報告において、この使節団は、主として地域党派紛争および強奪恐喝活動により開発作業者の誘拐および財物強要が続いていると述べた。この使節団報告は、さらに、この地域の大部分の治安状況は良好であり、開発援助を再開するのに十分であると述べた。しかし、部族および非部族の相違、土地、選挙、法と秩序の状況に関する未解決の問題がすべて緊張

と紛争の可能性を醸し続けている。

他の地域における部族の人々もベンガル人イスラム教徒による土地の喪失の問題を報告した。2001 年、森林局が Mouluvibazar のキリスト教徒 Khasi 部族が主として居住している土地においてエコ・パークを開設した。土着の Khasis 族はこの土地に数世代にわたって生活してきたが、政府は彼らの所有権を認めなかった。政府は所有権を主張し、Khasis はその土地に不法に占有していると述べた。政府は、この年の間に、エコ・パーク計画を実現する活動に着手しなかったが、この計画は公式には取り消されていない。

第 6 節 労働者の権利

a. 団結権

憲法は、組合に加入する権利、および政府の承認を得て組合を結成する権利を規定している。しかし、政府は、實際上、この権利を必ずしも尊重しなかった。合計労働人口は約 5,800 万人であり、そのうち 180 万人が組合に所属している。組合の大部分は政党の系列下にある。大きなインフォーマル部門で大多数の市民(75 から 85 パーセント)が働いているが、これに関する信頼できる労働統計はない。

法律によると、組合登録のためには職場の 30 パーセントが組合に参加しなければならない。自称組合員は、理論的には、登録前に種々の活動に従事することは禁止され、この期間中、法的には雇用者の報復から保護されない。労働活動家はこの要件が特に小企業および民間部門における労働者の団結権を厳しく制限するものとして抗議し、国際労働機関(ILO)もこの 30 パーセント規定を改正するよう政府に要求した。ILO は、異なる複数雇用者により所有されている異なる複数職場の労働者から構成される組合の登録を禁止する規定の改正も政府に要求した。約 5,450 の労働組合の推定 15 パーセントが 25 の公式登録されている全国労働組合(NTU)センターに所属している。登録されていない NTU もいくつか存在する。

組合は高度に政治化しており、また、組合は国有企業およびチッタゴンの政府経営港湾のような公共機関において最強である。公務員および治安部隊の職員は、その高度に政治的な性格のために組合への参加を禁止されている。公営部門と民営部門両方の教員は、組合結成を許可されていない。

組合の登録官は労働裁判所の同意を得て組合の登録を取り消すことができるが、この年の間にそのような措置が取られたということは知られていない。産業関係条例の中に、登録済み組合または組合役員の民事責任の免責に関する規定が存在する。これらの規定の施行

は一樣ではなかった。輸送妨害のような過去の違法労働活動において、警察官が SPA または通常の刑法に基づいて組合員を逮捕したことがある。

国際労働組織への加盟に関する制約はなく、組合および連盟は種々のこのような関連を維持している。労働組合員は ILO 会議に出席するために政府の許可を得なければならないが、この年の間に許可申請が拒絶されたとの報告はなかった。

ILO 結社自由専門家報告委員会は、この年の報告において産業関係条例からの一定の除外、組合員資格および組合役員の選挙に関する制限、公務員の結社の活動に対する制限、輸出加工地域(EPZ)における団結権および団体交渉権に対する制限、ストライキ権に対する制限を指摘した。バングラデシュ免状看護師協会会長および 10 人の協会会員に対し組合活動の故に行われたとされるハラスメントおよび迫害について同協会から政府に対してなされた 2002 年苦情に関して、ILO 結社自由委員会は政府に対しこの協会の会長 Taposhi 女史をその職務に復帰させること、および組合活動に関する他の 10 人の会員に対する警告を彼らの記録から抹消することを要求した。国際自由労働組合連合(ICFTU)によると、高等裁判所は Tapshi の解雇に対する停止命令を発出し、同女史は職務に復帰した。

b. 団結権および団体交渉権

産業関係条例に基づいて、雇用者から組合員および組織者に対する差別が行われる相当な余地がある。実際に、民間部門の雇用者は、通常、組合活動を妨げ、そのためにときには地元警察と協力した。

労働組合記録官が差別苦情について決定する。多数の案件において、労働裁判所は、組合活動のために解雇された労働者の復職を命令した。しかし、労働裁判所の全体的な実効性は、容易ならぬ案件滞貨により阻害された。滞貨を減らすために、代わりの紛争解決技法が利用され始めた。

労働者による団体交渉は、労働組合登録官により団体交渉団体として合法的に登録された組合が労働者を代表するという条件の下で、合法的である。団体交渉は製薬、ジュート、繊維製品のような大規模民間企業においてときおり行われたが、しかし、高い失業率のため、労働者は職を失う心配から団体交渉を実行しなかった。小企業においては、一般的に団体交渉は発生しない。ICFTU は、同連合が団体交渉を妨げている法的障害と考えているものに関して、この国を批判している。

ストライキ権は法律において明確に認められていないが、ストライキは労働者の抵抗の一

般的形態であった。ストライキは、1969 年の産業関係条例において未解決苦情に対処する合法的手段として認められている。また、反対政治党派は、政府に政治的要求を充足させるための圧力としてゼネラル・ストライキを利用した。専門職協会または未登録労働組合に加入している一部の従業員がこの年の間にストライキを行った。山猫ストライキは違法であるが発生した。特に運輸部門において山猫ストライキがよく見られた。

11 月、警察は、Narayanganj の Pantex Factory の衣服労働者の抗議行動に発砲し、少なくとも 1 人を殺害し、数十人を負傷させた。しかし、これらの労働者は組合員ではなく、また、厳密に言えばストライキに参加していたのでもなかった。10 月、警察は免状看護師のストライキ参加者を攻撃し、殴打した(第 6 節 a 参照)。

重要業務条例は、政府に対し政府が重要であると宣言した部門において 3 カ月の間ストライキを禁止することを許容している。5 月、この条例がバングラデシュ石油会社に課された。この年の間、政府はこの条例を課し続けた。すなわち、最初は、2002 年に、電力開発部、ダッカ配電局、バングラデシュ・ピーマン航空、チッタゴン港湾局に課した。

この年、政府はジュート工場における生産時間中の団体交渉権を認めないと発表した。過去において、政府はこの禁止を国営航空のパイロット、上水供給労働者、船舶従業員に課した。この禁止は 3 ヶ月間延長できる。政府は、ストライキまたはロックアウトの開始前または後にいつでもストライキまたはロックアウトを禁止し、労働裁判所に紛争を付託する権限を与えられている。

調停、仲裁の制度および労働裁判所紛争解決は、産業関係条例に基づいて制定された。労働者は、和解が失敗した場合にストライキを行う権利を持っている。ストライキが 30 日以上継続した場合、政府はそれを禁止し、裁決のために紛争を労働裁判所に付託できるが、近年これは行われていない。ILO は、労働者組織の 3/4 がストライキに同意することを要求し、かつ、政府に常時ストライキを禁止する権限を与えている産業関係条例の規定を批判した。

この国の 5 つの EPZ は、労働雇用(永続命令)法、産業関係条例、工場法の適用を除外され、したがって、この地域の労働者は団結権、団体交渉権の保護、賃金、労働時間、安全・健康基準を規定する法律の適用から除外されている。これらの法律の規定の一部の代替規定が EPZ 規則により実現されたが、これら EPZ 地域の 128,915 人の労働者の組合結成は禁止されている。

2001 年、ILO は、結社の自由および団体交渉権関連を含む改善の欠如および法律と一定の

ILO 条約間の乖離を遺憾とした。この年の間、ILO 専門家委員会報告は、民間部門における自主交渉、妨害行為に対する法的保護の欠如、反組合差別に対する保護の拒否、団体交渉権に関して特に問題があると述べた。

c. 強制労働または拘束労働

憲法は、児童労働を含む強制労働または拘束労働を禁止している。しかし、政府は、この禁止を効果的に施行しなかった。工場法および店舗・設立物法は強制労働を規制する法律を施行する検査制度を制定したが、これらの法律は厳しく施行されなかった。その理由の一部は、施行するための資源が乏しいことである。大企業においては強制労働または拘束労働はなかった。しかし、多くの児童を含む多数の家庭内使用人が奴隷に類似する条件で働き、多くが物理的虐待を受け、ときには死に至った。家庭内使用人に対する暴力の報告が引き続き多数寄せられている。過去において、政府は、家庭内使用人を虐待した雇用者に刑事裁判を受けさせた。多くの貧困家族は、代わりに、経済的な補償で和解した。女性および児童の人身売買が問題である(第 5 節および第 6 節 f 参照)。

d. 児童労働慣行の状態および最低雇用年齢

広い範囲にわたる貧困のため、多数の児童が非常に若い年齢で働き始める。11 月 19 日に発表された政府の国内児童労働調査によると、政府は 5 才と 14 才の間の約 320 万人の児童が働いていると推定した。就労している児童は 200 種類の作業で見出されたが、そのうち 49 種類は児童の肉体的および精神的健康に有害と考えられた。児童は、ときに、職場で重傷を負ったり、死亡したりした。

児童は、他の家族構成員とともに小規模の零細農業で働くことが多い。労働時間は長く、給料は低く、条件はときに危険である。多くの児童が beedi (手巻きタバコ)産業で働き、また、18 才以下の児童がときとして皮革工業またはれんが産業の危険な環境で働いている。児童は、通常、家庭内労働を行う。過去において、政府は、家庭内使用人を虐待した雇用者に刑事裁判を受けさせた。法律に基づいて、すべての児童は第 5 級、すなわち 10 才まで通学しなければならない。しかし、この規定を施行する効果的な制度は存在しない。

輸出衣服部門を除いて、児童労働法は事実上施行されなかった。児童労働違反の刑罰は、約 4 ドルから 10 ドルまでの(228 タカから 570 タカ)名目的な罰金であった。労働省が 180,000 の登録工場および設立物を監視するために持っている検査官は 110 人より少ない。これらの検査員は、150 万人超の労働者に関する労働法を施行する責任を負っている。ほとんどの児童労働者は、政府の監視が行われない農業およびその他のインフォーマル部門で

雇用されている。

バングラデシュ衣服製造・輸出業者協会(BGMEA)が衣服部門における児童労働を排除する意志を宣言し、会員工場の自主検査を行った。この協会の報告によると、調査チームは 3,340 の衣服工場から合計 155 人の児童を雇用している 71 工場を発見した。ICFTU によると、衣服産業において著しい児童労働の減少があった。1995 年には輸出工場の 43 パーセントが児童労働を利用したが、2001 年までにこの数字は 5 パーセント減って 38 パーセントとなった。BGMEA は、各工場に約 100 ドル(5,700 タカ)の罰金を科した。前児童従業員は、UNICEF 支援の学校に通学している間の収入喪失を一部埋め合わせる少額の月額給費も受けた。

政府の非公式教育理事会、国際団体、一部の NGO パートナーが国内各地の都会スラムの就労児童に教育を与える計画を支援した。政府は、1994 年以来、ILO-IPEC に加盟している。ILO-IPEC 計画は、5 つの対象産業部門(Beedi 製造、マッチ製造、皮革なめし、建設、児童家内労働)における最悪形態の児童労働を排除する 600 万ドルプロジェクトを含んでいる。12 月現在で、19,874 人の児童が危険な労働から解放され、19,508 人が非公式教育訓練に出席し、7,623 人が正式学校教育に受け入れられ、3,060 人が職業教育前訓練を受けた。51 の beedi 産業およびれんが産業の雇用者が自分たちの工場には「児童労働は存在しない」と宣言した。

e. 容認できる労働条件

国の最低賃金は存在しない。その代わりに、数年ごとに招集される賃金委員会が熟練レベルに基づく範囲を使用して産業ごとに賃金および給付を設定する。ほとんどの場合、民間部門の雇用者はこの賃金構造を無視した。たとえば、衣服工業では、多くの工場が法定最低賃金を支払わなかった。そして小規模工場の労働者は給料支払いの遅延を経験すること、または最大 3 カ月を十分経過するまで「訓練生」賃金を支給されることが一般的であった。ICFTU によると、2001 年においてこの国の織物労働者の 21.7 パーセントが最低賃金を得た。EPZ における賃金は、一般にこの域外よりも高い。熟練産業労働者の公表月額最低賃金は EPZ の労働者については、約 63 ドル(3,400 タカ)であり、EPZ 域外の労働者については 49 ドル(2,650 タカ)であった。これは、労働者および家族にそれなりの生活水準を与えるのに十分ではなかった。

法律は、1 週あたり必須 1 休日の 48 時間労働標準を設定している。最大 12 時間の超過勤務を含む 60 時間の労働週が許容された。この法律の施行は十分ではなかった。

工場法は、職業上の健康・安全基準を名目的に設定している。この法律は包括的であるが、雇用主によりほとんど無視された。労働者はこの法律の規定の施行を求めて訴訟を起こすことができるが、しかし実際に訴追された案件はほとんどない。労働検査官の人数が少ないことと検査官間に蔓延する腐敗および非効率、これら両方のために、労働省の産業検査官による施行は不十分であった。高い失業率およびこれらの法律の不十分な施行のために、危険な労働条件の是正を要求したり、危険と考えられる作業への参加を拒否したりする労働者は職を失う危険を冒した。

f. 人身売買

法律は人身売買を禁止している。しかし、人身売買は重大な問題である。売春を主な目的とし、ときには労働奴隷を目的として、主としてインド、パキスタン、国内目的地に対して児童と女性両方の広範な人身売買が行われた。一部の児童は、ラクダ乗りとして使用されるために中東へも売買された。この年の間に、警察は中東への少年の人身売買の廉で逮捕を行ったが、この年末現在でこれらの事案は裁判所に係属していた。アラブ首長国連邦政府は、同国への児童の人身売買を阻止する上で進歩を遂げた。

不道德または違法な目的の児童人身売買は、死刑または終身刑を招来する。しかし実行者はほとんど処罰されなかった。法律施行機関以外に、多数の NGO が人身売買の犠牲者を取り戻し、援助した。この年の間に、BNWLA は 61 人の人身売買犠牲者を助け、76 人の人身売買被疑者が逮捕・拘留され、16 人の人身売買御者が有罪判決を受けた。

人身売買者の逮捕容疑は、一般に、正式書類なしの出国のような軽微な罪であるので、人身売買の廉で逮捕された被疑者人数の把握は困難である。女性・児童調査センターからの統計データを引用した 2002 年 9 月の新聞記事は、人身売買された児童のわずか 1 パーセントと誘拐された児童の 55 パーセントが 2000 年 1 月と 2002 年 6 月の間に救われたと述べている。CWCS によると、人身売買された少年は大部分 10 才未満であるが、人身売買された少女はほとんど 11 才から 16 才の間である。

政府は人身売買問題に関する一連の政策および計画を策定し、この問題に対処するために多数の省庁にわたるプログラムを開始した。逮捕および訴追が大幅に増加し、政府は被害に遭いやすいグループの問題意識を高めるために全国人身売買阻止一大運動に着手した。しかしながら、この問題を処理する政府の能力は依然として限られている。政府のプロジェクトは、意識高揚運動、調査、議案通過運動、救助計画、リハビリテーション計画の実行を含む。政府は人身売買犠牲者の帰郷に対する支援を提供したが、政府運営の保護施設は一般的に不十分であり、かつ、運営も拙劣であった。

政府と NORAD（ノル웨이政府援助組織）間の共同プロジェクトは、人身売買問題に対処する全国戦略を策定するプラットフォームであった。村レベルにおける出生と婚姻の記録の欠如のような制約に関わらず、一部の人身売買事件は訴追された。保護施設容量の増加およびリハビリテーション・プログラムの作成においてもある程度の成功を見た。

人身売買された女性および児童の正確な数は不明であるが、人権監視団体は毎年 20,000 人超の女性および児童が売春目的のためにこの国から人身売買されていると推定した。ほとんどの人身売買された人々は良い仕事または結婚の約束に誘惑された。また、一部の人々は国外における不本意な奴隷状態に追い込まれた。両親は、ときとして、貧困から逃れるために喜んで自分の子供を追い払った。未婚の母、孤児、その他通常の家族制度の助けのない人々も被害を受けやすい。外国に居住している人身売買業者は、しばしば、女性と「結婚する」ために村にやってくるが、実際のところ、その目的は目的国に到着した後に彼女を処分することである。彼女はそこでその新しい「友人」または「夫」により拘束労働者、未熟練労働者、または売春婦として売られる。犯罪者集団が人身売買の一部を行っている。インドとの国境の管理は、とくに Jessore および Benapole 付近で緩やかであり、不法な国境通過を容易にしている。

児童売春婦の人数は推測困難である。合法売春の最低年齢 18 は一般に当局により無視され、また、年齢の虚偽申告により容易に回避される。未成年者の斡旋人はめったに訴追されず、多数の児童売春婦が売春宿で働かされている。売春目的の女性の人身売買は、10 年以上の刑期または死刑を宣告されることになっている。人権監視団からの信頼すべき報告によると、警察および地方政府当局者が売春目的の女性および子供の人身売買をしばしば無視し、容易に買収されて知らないふりをしているという(第 1 節 c および第 5 節参照)。

警察が女性および子供の人身売買を助長しているという信頼すべき報告がある。国境を越えて人身売買を行った実行者が捕らえられたとき、警察の関与レベルは低く、「人身売買」よりむしろ「旅券不正行為」のような供述文書変造を主に追求した。実行犯は、組織的犯罪者から職業的会社まで種々である。法律は、売春目的の児童人身売買で有罪とされた者に対し最高終身刑宣告を規定した。

多数の NGO および地域を基盤とする団体が人身売買の防止努力、調査、データ収集、記録、擁護、意識形成、ネットワーキング、国境越えの協力、法律の施行、救助、リハビリテーション、法的矯正を通じてこの問題について活動している。たとえば、全国人身売買阻止ネットワークの「児童の人身売買および性的搾取に反対する活動」は、草の根組織にデータを頒布するとともに技術的支援を提供する情報提供センターを設立することにより、

NGO と政府機関を連結するために活動した。地域開発協会は、被害を受ける可能性のある人々にそれらの人々が犠牲者にならない前に手を差し伸べるワークショップおよび援助提供計画を実行した。過去 3 年にわたる政府を含む NGO およびその他の関係者相互間の協力のおかげで、共通の統一されたネットワーク・プログラムが人身売買問題に対処するために策定された。